

令和8年3月2日

外ヶ浜町蟹田一本松地区公園「野球場」ネーミングライツパートナー募集要項

施設管理担当：外ヶ浜町教育委員会社会教育課

本ネーミングライツ業務担当：外ヶ浜町企画政策課

1 目的

外ヶ浜町が所有する施設の愛称を決定する権利を、民間事業者等に付与することにより、民間事業者等の広告の機会を拡大し地域経済活動の活性化につなげ、町は新たな財源を確保することで、施設の持続可能な維持管理、運営を図り、町民等のサービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

2 対象施設の概要

(1) 施設名 外ヶ浜町蟹田一本松地区公園「野球場」

※蟹田一本松地区公園は、「野球場」「陸上競技場」「ゲートボール場」等が主な施設になっています。今回の募集施設は、「野球場」になります。

(2) 所在地 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田鰐ヶ淵24-1地内

(3) 施設内容(規模、構造等)

・屋外グラウンド：両翼90m、バックスクリーンのセンター奥120m

・内野：土 ・外野：芝 ・スタンド：芝生席のみ

・本部席(放送設備、BSO操作盤込み) ・用具庫1棟(ファースト側)

・ナイター照明施設 6基

※BSOの電光ランプはありますが、スコアやメンバーを表示する電光掲示板はありません。

内野



外野



(4) 利用状況

年度	施設予約 日数 4月～10月 (214日)の 内数	予約状況	
		日常的な利用	土日等の主な野球大会
令和 5 年度	123日	平日：日中 利用頻度がない。 平日：夕方～ナイター 地域の熟年野球チーム 及び少年野球チームの練習	青森市熟年野球大会 自治労野球大会予選会 県民体育大会予選会 東青地区中学校体育大会 青森県還暦野球県大会
令和 6 年度	205日		青森市熟年野球大会 ビックウェスト東北大会予選 青森県熟年野球選手権大会 地域の少年野球チーム主催大会
令和 7 年度	203日	土日祝：日中 少年野球チームの練習	青森市熟年野球大会 自治労野球大会予選会 ビックウェスト東北大会予選 県民体育大会予選会 東青地区中学校体育大会 青森県熟年野球選手権大会 青森県朝野球選手権大会 青森軟式野球大会

3 愛称の付与

野球場には、企業名、商品名等を含めた愛称を付与することができます。ただし、次の事項に留意してください。

(1) 愛称付与の条件

- ア 公の施設としてふさわしいものであり、親しみやすさ、呼びやすさ等の観点から、町民や施設利用者等の理解が得られる愛称を提案してください。
- イ 愛称には、「〇〇グラウンド」「〇〇スタジアム」など、スポーツ施設にふさわしいネーミングとしてください。
- ウ 著作権、商標権等の知的財産権については、応募者側において、権利者との調整等を完了していることが必要です。それらに関する紛争等が生じた場合は、応募者側の責任と費用において解決するものとし、本町は責任を負わないものとします。
- エ 今回募集する名称は、施設の愛称であるため、条例で定める施設の名称の変更は行いません。
- オ 利用者の混乱を避けるため、愛称と正式名称を併記する等の措置を講ずることがあります。

(2) 使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することはできません。

- ア 法令等に抵触するもの又はそのおそれのあるもの
- イ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 政治活動又は宗教活動に関するもの
- エ 個人又は団体の意見広告に関するもの
- オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業に該当するもの並びにこれらに類似するもの

カ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの

キ 商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第3項に規定する先物取引に関するもの

ク アからキまでに掲げるもののほか、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

(3) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、契約期間内は、社名の変更等やむを得ない事由が生じた場合を除き、愛称の変更はできないものとします。

(4) その他

ア 町は愛称を積極的に使用し、ホームページ、広報誌等の広報媒体で愛称の普及及び定着に努めるほか、関係団体に対し周知及び使用を促すものとします。

イ 国際試合や全国大会のような規模が大きい大会等が開催される場合、イベントに伴う報道等において愛称の使用が制限されることがあります。

4 愛称の表示

(1) ネーミングライツパートナーは、施設名称を表示する看板、サイン、案内看板等（以下「看板等」という。）の表示を変更することができます。

(2) 本町と協議の上、新たに愛称を表示する看板等を設置することができます。（法令に基づく規制、施設構造等により制限される場合があります。）

5 ネーミングライツ料

（最低金額）年額30万円（消費税額及び地方消費税額抜き）

※上記以上の金額での募集とします。

6 契約期間

3年から5年以内（始期は、応募締切月の翌月以降を予定しています。）

7 パートナーにとってのメリット

(1) ネーミングライツパートナーは、施設内にネーミングライツパートナー名を掲示することができます。（掲示場所等については、協議のうえ、本町が決定します。）

(2) (1)のほかに、希望するパートナーメリットがある場合、ネーミングライツパートナー応募申請書（様式1）に記入してください。

※詳細については、優先交渉権者と協議の上決定します。

※当該パートナーメリットについては第三者への譲渡、承継等はありません。

8 命名に伴う表示の変更等に係る費用負担

本町とネーミングライツパートナーの費用負担は、次表のとおりとします。

区 分	本町	ネーミングライツ パートナー
敷地内外の看板等の表示変更及び新規設置※1		○※2
契約期間終了後の原状回復		○※2
パンフレット、封筒等の印刷物の表示変更※3	○	

※1 町及び関係機関と協議の上、可能な場合行うことができます。

なお、看板等の表示変更及び新規設置に当たっては、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）等の関連法令等を遵守の上、ネーミングライツパートナーにおいて必要な事務手続を行ってください。

※2 敷地内外の看板等の表示変更、新規設置及び契約期間終了後の原状回復に係る費用については、ネーミングライツ料の他にネーミングライツパートナーに別途負担していただきます。

※3 残部数や改訂時期等を考慮し、協議の上、決定するものとします。

9 応募資格

応募資格を有する者は、ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。ただし、次に掲げる業種又は法人等は除くものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種
- (2) 消費者金融
- (3) たばこ
- (4) ギャンブル（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に基づき発行される宝くじ及び公営競技に係るものを除く。）に係る法人等
- (5) 社会問題を起こしている業種、法人等
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う法人等
- (7) 興信所、探偵事務所等
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中の法人等
- (9) 各種法令に違反している法人等
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない法人等
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他法第2条第2号に規定する暴力団又は法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する法人等
- (12) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者に該当する法人等
- (13) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する連鎖販売取引を行う法人等
- (14) 外ヶ浜町建設業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている法人等
- (15) 法人税、消費税、地方消費税又は町税のほか、町が提供する公共サービスの料金を滞納している法人等
- (16) (1)から(15)までに掲げるもののほか、本町のネーミングライツパートナーとして不適当と認められる法人等

10 応募手続

- (1) 募集要項の配布期間及び応募期間

配付期間：随時

応募期間：毎月月末を応募締切日（応募締切日が閉庁日の場合は、直前の開庁日）とします。

注意：応募者がいない場合は、町が募集を中止しない限り応募期間を1ヶ月ずつ延長します。毎月月末を応募締切日（応募締切日が閉庁日の場合は、直前の開庁日）とします。

(2) 応募方法

応募期間内に次の提出書類を、メールまたは配達記録が残る郵送、持参等により提出してください。

【提出書類】

- ①ネーミングライツ事業応募申請書及び誓約書(様式第1号)
- ②住民票(個人の場合)
- ③定款またはこれに類する書類(個人の場合は除く。)
- ④登記事項証明書(個人の場合は除く。)
- ⑤法人等役員名簿(個人の場合は除く。)
- ⑥直近3ヶ年度の決算報告書(個人の場合は除く。)
- ⑦直近の1事業年度分の国税、都道府県税、市町村税を滞納していないことを証明する書類(納税証明書)
- ⑧前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの
・応募者の概要がわかる資料(会社パンフレット、ウェブサイトURL等)

【提出先】

(住所) 〒030-1393 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋4番地2

(本ネーミングライツ業務担当課)

外ヶ浜町役場 企画政策課 ネーミングライツ担当

メール: kikaku-seisaku@town.sotogahama.lg.jp

メールでの提出の場合は、当方より受信の旨を3日以内に送信いたします。

連絡がない場合は、当方までお問い合わせください。

(3) 施設見学

応募者(応募予定者を含む。)を対象に、視察見学のご希望があれば、対応いたしますので、ご連絡ください。

(4) 応募に関する質問の受付・回答

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 質問受付期間

随時

イ 受付方法

質問書(様式第3号)に記入の上、「20 申込み・問合せ先」に電子メール等で提出してください。

ウ 質問への回答

質問者に対して、メール等でお知らせいたします。

11 応募に関する留意事項

- (1) 提出された書類の内容を変更することはできません。
- (2) 応募書類は理由のいかんを問わず、返却いたしません。また、応募書類は、審査のため、庁内で公表することになりますことをご了承ください。
- (3) 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。
- (4) 本町が提示する設計図書等の著作権は外ヶ浜町及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、本事業の内容について公表する場合、その他本町が必要と認める場合は、本町は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

12 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかになったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

- (3) 応募期間内に所定の提出書類が整わなかったとき。
- (4) その他不正な行為があったとき。

13 選定方法

外ヶ浜町ネーミングライツ審査委員会において、次の審査項目及び審査基準を基に総合的に審査を行い、優先交渉権者の特定と併せて、次点以下の交渉順位について決定します。結果については、様式第2号により応募者にメール等で通知します。

審査項目	主な審査基準	配点
応募団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募法人等の経営は健全か ・ 地域社会への貢献度は高いか 	10点
愛称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民に親しみやすく、呼びやすいものか ・ 施設の管理運営に支障は生じないか ・ 同施設を利用する競技団体等の活動に支障は生じないか 	30点
金額	<p>応募金額と最低金額との差額を最高額の応募金額と最低金額の差額で除して算出した率に50点を乗じた値（小数点以下第1位を四捨五入）を得点とする。</p> <p>《算定式》</p> $\frac{\text{応募金額} - \text{最低金額}}{\text{最高額の応募金額} - \text{最低金額}} \times 50 \text{点}$	50点
その他 (施設の魅力向上、地域活性化につながる提案等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入施設にふさわしい内容か ・ 実現可能な内容か等 <p style="text-align: center;">審査において必要な事項</p>	10点
合計		100点

- ※ 応募者が1者の場合でも審査委員会においてネーミングライツパートナーとしてふさわしいか否かについて審査等を行います。
- ※ 審査委員会は、優先交渉権者が提案した愛称に対し、意見を付することがあります。

14 優先交渉権者との協議

優先交渉権者特定後、契約に係る必要事項、愛称の表示に係る事項、パートナーメリット等について協議を行います。

協議が不調に終わった場合において、次点順位の応募者がいる場合は、その応募者と順次協議を行います。

15 ネーミングライツパートナーの決定、契約締結及び公表

(1) ネーミングライツパートナーの決定及び契約の締結

優先交渉権者との協議が調った場合は、当該法人等をネーミングライツパートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。

(2) 公表

ネーミングライツパートナー決定後、速やかに当該法人等の名称、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を町ホームページ等で公表します。

16 ネーミングライツ料の納入時期等

ネーミングライツ料は、契約期間中の各年度の6月末（初年度は、原則、契約締結から2ヶ月以内）までに、本町が発行する納入通知書に基づき、支払うものとします。なお、分割して支払うことはできません。

支払い期限は、契約時期により変更になる場合もあります。

17 契約の解除

本町は、ネーミングライツパートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツパートナーの決定の取消し、又は契約期間満了を待たずに契約を解除できることとします。この場合において、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担とします。

- (1) ネーミングライツパートナーの優先交渉権者資格の取得後に応募資格要件を欠いたとき。
- (2) ネーミングライツパートナーが契約に違反したとき、又は正当な理由なく契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) ネーミングライツパートナーが公序良俗に反する行為その他社会的信用を失墜する行為を行い、本町のイメージが損なわれるおそれが生じたとき。
- (4) ネーミングライツパートナーが法律、条例等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) ネーミングライツパートナーが国税、地方税その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受け、又は倒産若しくは破産したとき。
- (6) その他の事情等により、ネーミングライツパートナーとすることが適当でない認められるとき。

18 その他

- (1) 新たにパートナーが設置した看板等により第三者に損害が生じた場合、又は愛称が第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害した場合は、ネーミングライツパートナーが費用等を負担することとなります。
- (2) その他、契約に定めがない事項が生じた場合は、本町とネーミングライツパートナーが協議するものとします。

19 スケジュール

ネーミングライツパートナーの選定から契約期間の開始までは、次のスケジュールで行う予定です。

応募締切月 月末	応募締切
応募締切月の翌月	ネーミングライツ審査委員会
応募締切月の翌月	優先交渉権者との協議
応募締切月の翌月下旬	契約締結（契約内容の公表）
契約締結後 随時	施設パンフレット、HP作成 看板等設置・変更

注意：応募者がいない場合は、町が募集を中止しない限り応募期間を1ヶ月ずつ延長します。

毎月月末を応募締切日（応募締切日が閉庁日の場合は、直前の開庁日）とします。

20 申込み・問合せ先

〒030-1393

青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋4番地2

外ヶ浜町役場 企画政策課 ネーミングライツ担当

メール：kikaku-seisaku@town.sotogahama.lg.jp

TEL：0174-31-1214 FAX：0174-31-1215

(様式第1号)

年 月 日

外ヶ浜町長

申請者 干
所在地
事業者名
代表者名

外ヶ浜町ネーミングライツ事業応募申請書兼誓約書

外ヶ浜町ネーミングライツ事業実施要綱の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。
また、同要綱第4条「規制を受ける事業者等」に該当していないこと及び町長が不相当と認める事業者等に該当した場合は、不採用決定に対し異議申立てしないことを誓約します。

施設名	
愛称案	
ネーミングライツ料 (希望金額)	1年間あたり 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む) 円 (消費税及び地方消費税相当額を除く)
ネーミングライツ期間 (希望契約期間)	年 月 日から 年 月 日までの 年 ヶ月間
応募の動機	
希望するメリット等	
その他	

申請者情報

業種		
業務内容		
連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メール	

(様式第2号)

年 月 日

事業所名
代表者名 様

外ヶ浜町長

外ヶ浜町ネーミングライツ事業採用（不採用）決定通知書

年 月 日付で申請のあった件について、下記のとおり採用決定しました。
(不採用となりました)

採用内容

施設名	
愛称名	
ネーミングライツ料	1年間あたり 円（消費税及び地方消費税相当額を含む） 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）
ネーミングライツ期間	年 月 日から 年 月 日までの 年 ヶ月間
希望されたメリット等	
その他	

(様式第3号)

年 月 日

外ヶ浜町長

ネーミングライツパートナー募集に係る質問書

ネーミングライツパートナー募集について、次のとおり質問書を提出します。

<質問者>

法人等名称			
所属・職氏名			
電子メール			
電話番号		FAX 番号	

項目名	ページ
質問内容	

※質問は、簡潔にまとめて記載してください。

※質問項目が多い場合は、本用紙に記載の内容を別紙にまとめても差し支えありません。